

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度への取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議やいじめに関連する研修の際に周知を行った。	引き続き会議や研修棟において周知を行う。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	R6年度は「いじめ対策委員会」を4回開催、「いじめハラスメント防止委員会」を2回開催し、いじめの疑いのある事例やいじめアンケート結果について情報共有を行った。	引き続き定期的かつ必要に応じて随時開催する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ及びハラスメントに関し、カウンセラーによる全教職員対象のFD研修を行った。	引き続き年1回以上のいじめに関する研修を実施する。	令和7年3月実施済
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	定例の教員会議にて学生主事等から周知を行った。	引き続き周知を行う。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	運営委員会・いじめ対策委員会・いじめハラスメント防止委員会において年間計画を報告、各教室会議で報告をしたが、職員への周知は徹底できなかった。	教員会議にて、年間計画と合わせアンケート実施の報告や回答の傾向を説明し、状況把握とともに周知を行う。	令和8年1～3月実施予定
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員が気になる学生を把握した場合は、学生相談室に共有してもらうよう周知や声掛けを適宜行った。	引き続き学生相談室への情報共有について周知を行う。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	学内の研修により周知し、いじめ・ハラスメント防止委員会及び運営委員会において役割を確認している。	引き続き周知を行う。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめの個別案件についてはいじめ対策委員会、学生相談室委員会で、学校全体の状況については教員会議等で共有した。	いじめ対策委員会の他、あらゆる機会を捉えて関係教職員と共有する。	-
9	令和6年度への取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和6年度への取組を参考に、令和7年度の実施年間計画を策定している。一方、マニュアル等が実効性があるかの検証までは行っていない。	いじめへの対応事例の振り返りを行い、マニュアル等の実効性について検証する。	令和8年1～3月実施予定
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめの把握するためのアンケートは年4回実施し、アンケート結果は「いじめ対策委員会」にて情報共有を行った。	年4回の実施及びアンケート結果の共有を行った。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	「外部有識者」としてスクールカウンセラーを委員とし、関係教職員で共有できるようにしている。	引き続き関係教職員間で情報共有を行う。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ防止対策の一環として、2年生と4年生には「性の健康と権利に関する教育」を1年生に対しては、「ゲートキーパーの育成研修」を実施した。	引き続きいじめに関する研修を企画・実施する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	アンケートの実施と合わせていじめに対する意識向上を働きかけ、アンケートの設問を通じ、いじめに該当する行為を示した。	引き続きアンケートを通していじめに対する意識向上を働きかける取組を実施する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	1年生を対象とした「ゲートキーパー育成研修」の実施はこれにも該当する。	ゲートキーパー養成および性暴力に関するセミナー等を実施し、いじめ問題に対する学生の主体的な行動を促進する。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページに学校いじめ防止基本計画および取組改善のための措置を掲載、発信した。	引き続き周知を行う。	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	被害・加害双方の学生および保護者と面談等を行い、学校として解決に向けた対応方針を伝えている。	引き続き学生及び保護者に対して解決に向けた対応方針の伝達を徹底する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	R7.3月の運営協議会で本校のいじめ防止基本計画の内容を説明し、令和6年度取組について報告した。	連携・協力体制を継続する。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	警察との連携は県警（所轄）スクールサポーターとの月に1回程度の情報共有と連携確認を実施している。	連携体制を継続する。	-